

押川病院 通所リハビリテーション事業所
運営規定

第1章 総則

(事業目的)

第1条 医療法人興生会が開設する押川病院デイケア和指定通所リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師又は理学療法士等(以下「通所リハビリテーション職員等」という)が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 1、 要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2、 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3、 事業所を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等(以下「保険者」という)、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う名称及び所在地は次の通りとする

一、 名称・押川病院デイケア和通所リハビリテーション事業所

二、 所在地・小林市野尻町東麓 1141 番地 2

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一、 管理者・医師 1 名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所サービスの提供に当たるものとする。

二、 サービス提供責任者(管理者代行) 理学療法士 1 名
サービス提供責任者は、管理者の仕事の一部代行するとともに、事業所に対する指定通所リハビリテーションの利用申し込みに係る調整、デイケア職員等に対する技術指導通所リハビリテーション計画の作成等を行う。

三、 通所リハビリテーション職員等

医師	1 名	(常勤職員、管理者と兼務)
理学療法士	1 名	(常勤職員、サービス提供責任者)
看護師	1 名	(常勤職員)
介護士	10 名	(常勤 6 名、非常勤 4 名)
事務職員	1 名	(常勤、兼務)

第 3 章 営業日、営業時間及び定員

(営業日)

第5条

営業日は次の通りとする。

営業日毎週月曜日から土曜日

(ただし 8 月 13 日、14 日及び 12 月 31 日～1 月 3 日は閉館とする)

(営業時間)

第6条

営業時間は次のとおりとする。

営業時間 9 時 00 分から 17 時 00 分

(定員)

第7条

1 日に通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は 50 名とする

第 4 章 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条

指定通所リハビリテーションの内容は次の通りとする

- ①通所リハビリテーション計画の立案
- ②食事
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④医学的管理、看護
- ⑤医学的管理下での介護
- ⑥機能訓練（リハビリテーション）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧理容サービス
- ⑨送迎サービス

(指定通所リハビリテーションの利用料)

第 9 条一、

指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じた額とする

二、法定代理受領サービスでない指定通所リハビリテーションサービスの利用の額は前項の額と同額とし、その他の費用も実費請求とする。

三、通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した交通費はその実費を徴収する。

- ① 送迎加算を徴収し、通常の実施地域を越えた地点から片道 1 kmにつき 100 円を加算する

四、おむつ代その他の指定通所リハビリテーションの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その他の利用者に負担させることが適当と認められる費用。

五、前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする

六、指定通所リハビリテーションの提供に当たって利用者の食事費（食材費+調理費相当は実費請求とする（1食あたり税込み400円）

第5章事業の実施地域

（事業の実施地域）

第10条 指定通所リハビリテーションを行う地域は次の通りとする。

一、小林市

第6章運営に関する事項

（内容及び手続きの説明及び同意）

第11条 指定通所リハビリテーションの提供に際し、あらかじめ利用申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要、指定通所リハビリテーション職員等の勤務の体制等利用申し込み者のサービスの選定に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（提供拒否の禁止）

第12条 指定通所リハビリテーションの利用申込がされた場合は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡適切な他の指定通所リハビリテーション事業者を紹介、その他の必要な措置を行う。

（受給資格等の確認）

第14条 1、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その旨を提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。
2、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定通所リハビリテーションを提供するように努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第15条 1、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請がすでに行われているか否かを確認し行われるような必要な援助を行う。
2、居宅介護支援が利用者に対して行われたい等の場合であって必要と認められるときは介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日間前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第 16 条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(居宅介護支援事業所との連携)

第 17 条 1, 指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又はサービスを提供するものとの密接な連携に努める。
2, 指定通所リハビリテーションの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 18 条 指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行第 64 条の各号いずれかにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して、届け出ること等により指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び居宅介護支援事業者に対する情報提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 19 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供する

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第 20 条 利用者がサービス計画の変更を依頼する場合は、当該計画に係る居宅介護支援事業者へ連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録)

第 21 条 指定通所リハビリテーションを提供した際は、当該指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他先必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求の為の証明交付)

第 22 条 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する

(指定通所リハビリテーションの基本的取扱方針)

- 第 23 条 1、指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 2、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善に努める。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第 24 条 指定通所リハビリテーションの方針は次に掲げるところによるものとする。
- 1、指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、次項 25 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者のリハビリテーション及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - 2、指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う
 - 3、指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、リハビリテーション技術の進歩に対応し、適切なリハビリテーションの技術を持ってサービスの提供を行う
 - 4、指定通所リハビリテーションは常に利用者の心身の状況を的確に把握し、理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーションを利用者の要望に添って適切に提供する。特に認知症状のある要介護者に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

- 第 25 条 1、管理者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画書を作成し、職員はサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 2、管理者はそれぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画書を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容についての説明を行う。
- 3、通所リハビリテーションの計画にあたっては、既に居宅サービスが作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する
- 4、通所リハビリテーション職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

- 第 26 条 1、正当な理由なしに指定通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。
- 2、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

- 第 27 条 指定通所リハビリテーション事業所の見やすい位置に、運営規定の概要、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

- 第 28 条 1、指定通所リハビリテーション事業に従事する職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2、指定通所リハビリテーション事業に従事した職員であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第 29 条 居宅介護支援事業者又はその従業者や、利用者に対しての特定の事業者によるサービスを利用させることの対象として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第 30 条 1、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講ずるものとする。
- 2、提供した指定通所リハビリテーションに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求め又は当該保険者の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 31 条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、保険者当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

- 第 32 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 1、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2、虐待の防止のための指針を整備する
- 3、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 4、前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

- 第 33 条 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2、事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 34 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 1、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

- 第 35 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講ずるものとする。

第 7 章 緊急時における対応

(緊急時における対応方法)

- 第 36 条 通所リハビリテーションにあたる職員は、現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第 8 章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第 37 条 非常災害に備えて、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 1、(災害時の対応)
自然災害、火災、その他の防災対策については、計画的な防災訓練を行い、職員がいかなる時も緊急時に対応できるように緊急連絡網等の整備を行うこととする。
- 2、(防災設備)
消火器、補助散水栓、非常出口、非常誘導灯等
- 3、(防災訓練)
防災、通報、消火訓練（年 2 回）
- 4、防火管理者
防火管理講習を受けた者

第9章その他運営に関する事項

(勤務体制の確保)

第38条 利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを確保できるよう、指定通所リハビリテーションを確保できるよう、その研修の機会を確保する。

(定員の厳守)

第39条 利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。

(衛生管理)

- 第40条 1、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
2、当該指定通所リハビリテーションを提供する場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第10章会計区分及び記録の整備

(記録の整備)

- 第41条 1、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。
2、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から、5年間保存するものとする。

附則

この規定は平成12年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成16年10月1日から施行する。

附則

この規定は平成17年10月1日から施行する。

附則

この規定は平成18年3月1日から施行する。

附則

この規定は平成20年3月13日から施行する。

附則

この規定は平成22年3月23日から施行する。

附則

この規定は平成26年11月1日から施行する。

附則

この規定は平成27年4月1日から施行する

附則

この規定は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は令和5年9月8日から施行する。

附則

この規定は令和6年3月1日から施行する。